

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 5 年 7 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 7 回定例総会議事録

署名委員 土浜 良二

署名委員 栄 和正

## 奄美市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 招集日時 令和5年7月25日(火) 午前9時00分～

2. 招集場所 市役所5階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚昭三十

4. 欠席委員 0名

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長 池 秀 平 事務局次長 勝 裕 美  
笠利支所主幹兼分室長 中村 幸信 笠利支所主幹 竹山 和幸  
住用会計任用職員 朝井 光徳

6. 報告事項

- ・農用地利用集積計画（合意解約）農地中間管理事業の追加資料

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第44号 非農地の判定について
- 議案第45号 奄美市農業振興整備計画変更申請に伴う意見書の提出について（除外・編入・軽微の変更）
- 議案第46号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について
- 議案第47号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
- 議案第48号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について
- 議案第49号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は16人で欠席が0人です。総会は成立いたしました。

これから、令和5年第7回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

### 日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、10番 土浜 委員と11番 栄 委員のお二人を指名いたします。

### 日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第41号から49号までの9件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議長

(岸田 会長)

日程第 3

議案第 4 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池局長)

1 ページをお開き下さい。

1 ページの訂正をお願いします。No. 2 7 の土地の所在につきましては農振ではありません。農用地区域外地域でございます。

今月の農地法第 3 条の許可申請は 6 件の申請でしたが No. 2 8 の申請につきましては本人からの取り下げ願ひがありますので、5 件となります。内訳は売買が 3 件、贈与が 2 件であります。

2 ページをお開き下さい。

NO. 2 6 は、譲渡人が所有する 1 筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域外の農地で第 2 種農地であります。この周辺地域につきましては農振地域と農振外の農地が点在している地区でもあります。

譲渡人の 1 筆の農地は 1, 1 5 3 m<sup>2</sup>で贈与による所有権移転の申請となります。

取得後は観葉植物を栽培する予定であります。

1 2 ページをお開き下さい。

NO. 2 7 は、譲渡人が所有する 3 筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域外の農地で第 2 種農地であります。

譲渡人の 3 筆の農地の合計は 1, 1 7 0. 5 5 m<sup>2</sup>で売買による所有権移転の申請となります。

取得後はさとうきびを栽培する予定であります。

3 1 ページをお開き下さい。

NO. 2 9 は、譲渡人が所有する 2 筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地で第 1 種農地であります。

譲渡人の 2 筆の農地の合計は 1, 4 6 6 m<sup>2</sup>で売買による所有権移転の申請

となります。  
取得後は野菜を栽培する予定であり，営農計画書も提出されております。

4 1 ページをお開き下さい。  
No. 3 0 は，譲渡人が所有する 1 筆の農地については農業公共施設投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第 2 種農地であります。  
譲渡人の 2 筆の農地の合計は 1, 4 6 0 m<sup>2</sup>で贈与による所有権移転の申請となります。  
取得後はさとうきびを栽培する予定であります。

5 2 ページをお開き下さい。  
No. 3 1 についても譲渡人が所有する 1 筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地で第 1 種農地であります。  
譲渡人が所有する 1 筆の土地 4 8 5 m<sup>2</sup>で売買による所有権移転申請となります。  
取得後は野菜を栽培する予定となり，面積拡大のためと判断いたします。

以上 5 件でございます。

議長

(岸田 会長)  
本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。  
順次、譲受人、譲渡人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告を求めます。  
それでは、まず No. 2 6 お願いします

2 番

(泉 委員) 譲受人・譲渡人についての説明  
議案 4 1 号農地法第 3 条の規定による No. 2 6 の受人・渡人の調査報告を一緒にさせていただきます。  
令和 5 年 7 月 1 9 日、水曜日午前 1 0 時頃申請地にて受人、渡人と農業委員、立ち合いのもと申請内容の確認を行いました。  
申請書内容等で 2 ページの 2 の対価が 0 円、3 の権利設定、契約内容が贈与となっているので、贈与について確認したところ、従兄妹関係であり受人が申請地は長年に渡り観葉植物の耕作を行っており渡人も今後、農業従事との予定は無いとのことでした。

2 番

(泉 委員) 土地についての説明  
令和 5 年 7 月 1 9 日、水曜日午前 1 0 時頃申請地にて受人、渡人と農業委

員、立ち合いのもと申請内容の確認を行いました  
申請地は緑ヶ丘小学校向い公衆道路から山側に1キロ程入った山頂付近に位置しており周辺には耕作物もなく雑草地の状態です。申請地となる土地まで舗装道路がされている状態です。  
申請地には現在、観葉植物が植え付けています。  
受人は観葉植物の栽培を意欲的に取り組んでおり従業員3名を常時雇用しながら規模拡大を計画しているため特に問題はないものと判断します。  
農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりであります。  
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)  
No.27の報告をお願いします。

7番

(里 委員) 譲受人についての説明  
議案第41号農地法第3条の規定による許可申請No.27の譲受人の調査報告をさせていただきます。  
7月16日16時に自分と推進員の福さんと譲受人と現場において聞き取り調査及び農地の現状確認調査を行いました。譲受人は辺留集落において自営業の室内装飾を営みながらサトウキビを中心に農家として頑張っているとのことでした。譲渡人と譲受人は親戚関係とのことでした。  
62歳と歳も若く農機具において耕運機、運搬機、草刈り機を私有しており自作地において管理されており自己資金とのことでした。  
土地の料金において周りの相場に対し問題ないと思います。  
土地の所在、及び権利の設定などに係る単価など記載内容に間違いのないことでした。農作業へ常時従事することや耕作地への距離からも問題ないと思います。  
ご審議の程よろしくお願いいたします。

16番

(中棚 委員) 譲渡人についての説明  
議案第41号農地法第3条の規定による許可申請No.27の譲渡人の調査報告をさせていただきます。  
7月18日9時30分に本人の自宅で話しを伺いました。  
辺留の畑の売買について確認し地番、地目、面積、対価等記載内容に間違いのないことでした。  
皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

7番

(里 委員) 土地についての説明  
土地についてご報告させていただきます。7月16日16時に自分と推進員の福さんと譲受人と現場において農地の現状確認調査を行いました。  
申請中の農地の周りは改良工事により整備されており1種農地でサトウキビが栽培されておりました。申請地の農地は一段下がった所にあり急な下り坂を下った所にあり農地の現状は原野状態で木も茂っており農地として使用出来ない状態でした。取得後に重機を入れて農地の整備をしてタンカンを栽培したいとのことでした。  
遊休農地の改善にも繋がると思っています。  
18ページをお願いします。申請地の農地は隣合わせの農地で譲受人の農

	<p>地があり3年前まではサトウキビが栽培されておりましたが、サトウキビを運搬する業者さんからは車が滑って危ないと言われてタンカンの栽培に変えたとのことでした。</p> <p>申請場所については20ページをお願いします。畑総線の須野ダムの手前の畑総線を川上スタンドに向かって50m近くのところにあります。周りの農地は第1種農地でもあり周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。</p> <p>農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりであります。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>No.29の報告をお願いします。</p>
6番	<p>(西 委員) 譲受人についての説明</p> <p>7月22日午後4時30分頃、受人と小宿上大津の申請地でお話を聞くことができました。受人は3年前から渡人の畑を借りて野菜等を作っていたそうです今回、渡人が畑を売りたいということで受人が買うことになったそうです。受人は仕事を退職し現在、コンサルタントの仕事をしてながら毎日、畑に通って作物の管理をしているそうです。</p> <p>地番、面積、対価とも申請書とおりに間違いのないということです。</p>
6番	<p>(西 委員) 譲渡人についての説明</p> <p>7月21日午後6時頃渡人の自宅にてお話を聞くことができました。</p> <p>小宿の上大津の畑を売りますということで地番、面積、対価とも申請書とおりに間違いのないということです。</p>
6番	<p>(西 委員) 土地についての説明</p> <p>土地については7月22日午後4時30分頃見に行きました。37～39ページにありますように名瀬方面から大浜線に向かって進み小野自動車がある脇道を100m下った所にあります。</p> <p>申請地は農道より下がった所にあり防風林に区切られ野菜が栽培されていきました。申請地の周りは畑でスモモ等が栽培されていきました。</p> <p>農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりであります。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>(岸田 会長)</p> <p>No.30の報告をお願いします。</p>
7番	<p>(里 委員) 譲受人についての説明</p> <p>議案第41号農地法第3条の規定による許可申請No.30についてご報告させていただきます。</p> <p>7月17日午後17時30分において農業委員の大瀬さんと推進員の福さんと譲受人と現場において聞き取り調査及び農地の現状確認調査を行いました。譲渡人は譲受人と親子であり本人が96歳と高齢のため元気の</p>



15番	<p>内に息子に贈与したいとの事でした。農地の現状は兄さんがサトウキビを栽培しており取得後本人がサトウキビを栽培したいとの事でした。譲受人は大工の仕事をしながら兄さんの農業の手伝いをしているとの事でした。年齢68歳ですが元気で農機具において草刈機、噴霧器を私有しておりまた、耕運機においては兄さんから借りるとの事ですので問題ないと思います。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
15番	<p>(大瀬 委員) 譲渡人についての説明</p> <p>農地法第3条の規定によるNo.30について渡人の調査報告を致します。</p> <p>6月17日月曜日、午後5時45分に渡人の自宅に出向き話しを聞きまし た。渡人は96歳と高齢ではありますが話しもしっかりしており、今回の土地1,460㎡を受人の子供に贈与したいとの事でした。</p> <p>土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等の記載の内容に間違いのない との事でした。</p>
15番	<p>(大瀬 委員) 土地についての説明</p> <p>6月17日月曜日、午後5時30分に受人と農業委員の里さん推進員の福 さんと私で圃場にて待ち合わせて土地の現地確認をしました。現在は受 人の兄がサトウキビを栽培しており、今後もサトウキビ栽培をするとの 事で、問題ないとの事です。</p> <p>農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別 紙のとおりであります。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>No.31の報告をお願いします。</p>
5番	<p>(朝 委員) 譲受人についての説明</p> <p>議案第41号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.31の譲渡 人の調査報告をさせていただきます。</p> <p>7月21日9時頃、自宅を訪問し本人から話しを伺いました。</p> <p>申請人は現在、サトウキビ、マンゴー、野菜等を栽培しております。</p> <p>申請地は居宅の傍にあり、野菜を植えたいとの事です。</p> <p>また、申請書のとおり間違いありませんとの事でしたので、申請地への 距離等からしても問題ないものと考えております。</p>
12番	<p>(山田 委員) 譲渡人についての説明</p> <p>7月20日午後5時10分に譲渡人の自宅へお伺いいたしましてお話し をお聞きいたしました。</p> <p>当該土地は、自分では耕作をしていなくて、近くの従弟が代わりに耕作し ていたようですが、高齢化で農業が難しくなり、最近では荒れ気味になっ ていたようです。譲渡人は耕作していく予定がなく買い手をさがしていた ところ隣の畑が譲受人の自宅があり、話しを持っていたところで売買の話 しがまとまったようです。</p> <p>土地の所在、地番、地目、面積、対価等は申請書も確認しました、まちが いありませんという事でした。</p>

5 番

因みに申請書も譲渡人が作成されたようです。  
以上、ご報告いたします。  
ご審議の程よろしく願います。

議長

(朝 委員) 土地についての説明

7月21日9時頃、中村笠利分室長、竹山主幹と3人で現地を確認しました。申請地は、現在作物は耕作されていませんが、すぐに耕作できる状態でした。隣接地も申請人が耕作しており、周辺農地への悪影響はなく問題ないと思います。

農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりであります。

ご審議の程、よろしく願います。

(岸田 会長)

これから本案に対するNo.26からNo.31までについて質疑に入ります。  
まず、No.26について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請No.26については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

それではNo.27について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請No.27については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

それではNo.29について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請No.29については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

No.30について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請No.30については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

最後にNo.31について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請No.31については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長	<p>(岸田 会長)</p> <p><b>日程第 4</b></p> <p>議案第 4 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請No. 3 からNo. 4 について議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>議案第 4 2 号 4 条の許可申請について、6 1 ページをお開き下さい。</p> <p>今月は同一の申請人が 2 件の提出であります。</p> <p>まず、NO. 3 につきましては、申請者の所有する笠利町大字万屋の農地の 5 筆については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域外の農地で第 2 種農地であります。</p> <p>この周辺地域につきましては農振地域と農振外の農地が点在している地区でもあり、また、6 9 ページからわかるとおり万屋集落と接続している土地であります。</p> <p>今回の申請農地 5 筆の合計 2, 1 8 1 ㎡につきましては倉庫、駐車場、資材置き場に伴う申請であります。</p> <p>続いてNo. 4 につきましては申請者の所有する笠利町大字万屋の農地の 6 筆については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域外の農地で第 2 種農地であります。</p> <p>今回の申請農地 6 筆の合計 1, 2 5 8 ㎡につきましては 7 7 ページの事業計画の理由として親族からレンタカー・駐車場と運営拡充のため借用依頼があり協力支援するための申請であります。</p> <p>以上 2 件でございます。</p>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
1 1 番	<p>(栄 委員) 願出人についての説明</p> <p>農地法 4 条第 1 項の規定による許可申請書No. 3 の申請者と土地についてそれぞれ調査報告いたします。</p> <p>まず、申請者について報告いたします。</p>

7月21日金曜日18時30分許可申請No.4の確認を済ませ、そのままNo.3の現地で話しを伺いました。事業拡充のための申請になります。申請書のとおりです。宜しくお願い致しますとのことでした。

1 1 番

(栄 委員) 土地についての説明

土地について報告いたします。69ページの案内図をごらんください。ページ左下にあります方位記号もご確認ください。西側に太陽ヶ丘、東側に海があります。

土地は民家に囲まれた第2種農地であります。土地から西側は道路を挟んで基盤整備された第1種農地が広がっています。

67ページをご覧ください。

第1期着工予定の1筆は、サトウキビ収穫後、手入れされていない状態でした。

他4筆については現在サトウキビが植えており、サトウキビ収穫後に第2期着工を予定しているとのことでした。土地は事前着工などもなく、周辺の農地への影響も及ぼさないと考えられます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

1 1 番

(栄 委員) 願出人についての説明

農地法4条第1項の規定による許可申請書No.4の申請者と土地についてそれぞれ調査報告いたします。

まず、申請者について報告いたします。

7月21日金曜日18時、申請者と現地で話しを伺いました。

息子より土地借用の依頼があり、支援のため今回の申請になりました。

申請書のとおりです。宜しくお願い致しますとのことでした。

1 1 番

(栄 委員) 土地についての説明

土地について報告いたします。81ページ的位置図をご覧ください。

土地は空港近くにあります。笠利の委員の皆様は、今年の農地パトロールで現地を視察した記憶があると思います。

80ページの字図をご覧ください。

土地は窪地になっていました。申請者によりますと竹や雑木が生えた土地をサトウキビ栽培しながら幾度も除去を試みましたが、うまくいかず5年ほど前から休耕地になりました。また、水も湧き出るため耕作には不向きだとの事でした。

土地は大部分が竹で、一部雑木が生えた状態です。農地に復元する事が著しく困難な状態だと思われれます。事前着工などありません。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

No.3について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請No.3については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

続いてNo.4について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請No.4については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

(岸田 会長)

#### 日程第5

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請No.15について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第43号5条の許可申請について87ページをお開き下さい。

No.15につきましては工事に伴う仮設備等の設置による一時転用でございます。

土地につきましては現況のまま使用し賃借期間は許可次第で今年の12月28日までの期間となります。

誓約書等も記入しております。

議長	<p>以上1件でございます。</p> <p>(岸田 会長)          本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。          それぞれ担当調査委員から報告をお願いします。</p>
1 番	<p>(浜手 委員) 譲受人についての説明          農地法第5条による許可申請書一時転用No.15について調査報告を行います。このたびは奄美市の名瀬地区ではコロナがまた増加傾向にあるようですので直接対面を避け電話での聞き取りをいたしました。          7月21日午後4時頃、電話いたしました但担当者留守でしたので会社に戻り次第電話をもらうことにしました。          担当者より午後5時頃電話を頂きました。          この書類の記載については間違いのないことでした。          令和5年8月1日から令和5年12月28日までの賃借料は50,000円で使用後はただちに農地に復元を行うとのことでした。          以上、報告いたします。皆様のご審議の程よろしくお願いたします。</p>
住用 事務局	<p>(朝井 会計任用職員) 譲受人についての説明          農地法第5条に伴う議案43号No.15の申請者の一時転用について譲渡人と7月20日水曜日午後4時10分頃に電話にて確認いたしました。農地法5条による許可申請のとおり事業計画書及び一時転用業者名、転用目的及び期間、住所に相違ないとのことでした。</p>
1 4 番	<p>(柿園 委員) 土地についての説明          議案43号No.15の一時転用の土地につきましてご報告いたします。          7月20日木曜日、午後2時半頃、住用分室の朝井さんと現地確認を致しました。現在、作物の栽培はされていません。また、事前着工及び周辺農地への影響もなく問題ないと思います。          その他記載内容についても問題ないことを報告いたします。</p>
事務局	<p>(岸田 会長)          これから本案に対するNo.15の質疑に入ります。</p> <p>No.15について質疑はございませんか。</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件No.15について賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成であります。</p>

よって、議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請No.15については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

(岸田 会長)

#### 日程第6

議案第44号 非農地の認定についてNo.11からNo.15を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第44号非農地証明願いについて、100ページをお開き下さい。

今回の申請は名瀬が1件、住用1件、笠利3件の計5件の申請です。

No.11につきましては笠利町大字万屋の1筆で104ページの案内図から空港線沿いにある231㎡の農地で隣では土地の所有者がハウスを設置しているところであります。

No.12につきましては笠利町大字用安の1筆で109ページの案内図から空港線県道82号線と市道の間にある443㎡の申請となります。

No.13につきましては笠利町大字節田の1筆で114ページの案内図から特別老人ホーム笠寿園下の海岸線にある824㎡の申請となります。

No.14につきましては住用町大字神屋の2筆で118ページの位置図から申請地は住用川近くで昭和48年により社宅用地として継承したまま農地転用はせず、その後、社宅を撤去し現在、原野化している農地2,782㎡の申請であります。

No.15につきましては名瀬大字根瀬部の1筆で123ページの字図から現地は5月の総会時の非農地申請の隣接地であります。

現地は雑草やススキが生い茂っておりまた、申請地まではほぼ原野化して農地としては使用不能となっていることから非農地としての申請です。

ただし、この辺の農地123ページの58番地～72番地につきましては農業振興地域であり農地区分は第1種農地であります。



	<p>以上 5 件でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(岸田 会長)          本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。          それぞれ担当調査委員から報告をお願いします。          No. 1 1 の説明をお願いします。</p>
<p>1 番</p>	<p>(浜手 委員) 願出人についての説明          非農地証明願No. 1 1 についての調査報告をいたします。          先の農地法第 5 条による許可申請についての理由と同様コロナの心配から電話による調査を行うことにいたしました。          7 月 2 1 日午後 3 時 4 0 分頃、申請者の会社の担当者より話しをお聞きしました。          この書類に記載されているとおりで申請地は起伏が激しく耕作できず原野化しており、これからも耕作の予定は無いとのことでした。          そういう理由で非農地証明をお願いしたいとのことでした。          以上、報告をいたします。皆様方のご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>1 1 番</p>	<p>(栄 委員) 土地についての説明          非農地証明願No. 1 1 の土地について調査報告をいたします。          7 月 1 8 日火曜日、1 3 時 3 0 分に岩本推進員、笠利分室、竹山さんと私 3 名で調査いたしました。現地は森林の様相で立ち入ることが出来ませんでした。          資料によりますと、現地確認が困難な農地についてすでに、森林の様相を呈していること等を目視により確認したときは、境界が確定していない場合であっても、非農地判断ができるとなっています。          したがって、土地の非農地については問題ないものと思われまます。          ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(岸田 会長)          No. 1 2 の説明をお願いします。</p>
<p>1 0 番</p>	<p>(土浜 委員) 願出人についての説明          非農地証明願No. 1 2 について調査報告いたします。          7 月 1 8 日午前 1 1 時に申請人から話しを伺いました。          資料の 1 0 6 ページにもかいてありますように以前は親が観葉植物を生産していたが平成 1 0 年頃から耕作しておらず現在は雑木が生え農地としての使用はむずかしいとのことでした。</p>

<p>10番</p> <p>議長</p>	<p>(土浜 委員) 土地についての説明 7月18日午後2時に中村室長。前田推進員と一緒に現地確認をいたしました。 資料の109ページをご覧ください。申請地は県道用安バイパスの信号機より空港に向かって100mくらいの所に有り出入口も狭く周辺も含め山林となっており非農地願いは、やむを得ないと思います。 出入口が狭いというよりも県道バイパスを通すために畑よりも4～5mくらい下の方に道路が通っていて畑への入り口は無い状態です。</p> <p>(岸田 会長) No.13の説明をお願いします。</p>
<p>12番</p>	<p>(山田 委員) 願出人についての説明 非農地証明願No.13の件について報告いたします。 7月22日9時20分に申請者の自宅へお伺いいたしまして、お話しを聞くことができました。 142ページに委任状も出ていますが、行政書士の方も同行していただきました。と、言いますのは申請書に記載されている連絡先が前日に連絡したところ、違う方が出ましたので、当日の午前中に行政書士に確認して電話番号を聞き連絡しました。なにか違和感がしたものですから同行していただきました。 本人確認をして、土地の表示、現況も確認いたしました。記載通りで現地の写真もそのとおりですとのことでした。 以上、報告いたします。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
<p>5番</p> <p>議長</p> <p>住用 事務局</p>	<p>(朝 委員) 土地についての説明 議案第44号の非農地の認定についてNo.13の土地について調査報告いたします。 7月21日14時頃、中村分室長、竹山主幹と3人で現地を確認しました。申請地の南側は海浜地、東側は岩山、西、北側は休耕地となっています。申請地には雑木が繁殖していました。申請地に通ずる道路もなく、海風も強いため、今後も農業に困難な土地だと思えます。 以上、報告いたします。</p> <p>(岸田 会長) No.14の説明をお願いします。</p> <p>(朝井 会計任用職員) 願出人についての説明 議案第44号No.14非農地証明願について、ご報告いたします。 7月20日午後1時10分頃、申請者へ電話にて確認いたしました。住所、及び地目、面積に相違ないとのことでした。</p>

4 番

(榮 委員) 土地についての説明

非農地証明願No.14について調査報告を行います。

7月20日木曜日、午前10時過ぎ、当該申請地に赴き現況を確認いたしました。121ページを参照下さい。白黒の写真コピーで多少見づらい部分もありますがご了承ください。住居の名残り、ブロック塀等わずかに見受けられますが年月の経過を経て樹木等に覆われた状況が大部分を占めており、今回の非農地申請はやむを得ないかと思われま

議長

(岸田 会長)

No.15の説明をお願いします。

6 番

(西 委員) 願出人についての説明

7月22日、午後5時30分頃、申請者自宅にてお話しを聞きました。

申請者は前回も申請地の近くの畑も非農地願いを出していました。

理由としたら、農地を非農地にしたいということで前回と同様、非農地にしても地目が変わるだけで農振の縛りがありますよとすることを伝えておきました。

6 番

(西 委員) 土地についての説明

7月21日午後1時40分頃、前回の畑とほぼ同じ場所の畑だったので局長と私と2人で見に行きました。申請地は知名瀬集落から大和村方面に向かって橋を渡ったら左の脇道から100m行ったところにあります。

申請地は道路より下った場所にあり東側は知名瀬川に挟まれた畑になっています。申請地は申請者が話すには30年前から耕作していませんということで草が繁っている畑でした。周りも現在、使われていませんでした。以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対するNo.11からNo.15の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件No.11からNo.15について賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第44号 非農地の認定についてNo.11からNo.15については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長	<p>(岸田 会長)</p> <p><b>日程第 7</b></p> <p>議案第 4 5 号 奄美市農業振興地域整備計画の変更 (除外・編入・軽微な変更) No. 1 2 ~ No. 1 5 について議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>議案第 4 5 号奄美市農業振興地域整備計画の変更除外・編入・軽微の変更について</p> <p>1 2 8 ページをお開き下さい。</p> <p>今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更除外・編入・軽微の変更について 4 件の申請であります。</p> <p>内訳は除外が 1 件、編入が 1 件、軽微な変更が 2 件であります。</p> <p>以上、4 件であります。</p> <p>この 4 件の申請につきましては農振の担当者であります笠利農林水産課農政水産係別府主査から説明のほどよろしくお願いいたします。</p>
笠利 農 林 水 産 課	<p>農林水産課別府です。ご説明させていただきます。</p> <p>今回の案件につきましてですが、4 件ございます。</p> <p>個別の編入手続きが 1 件、除外の手続きが 1 件と、軽微な変更の手続きが 2 件となります。</p> <p>資料に基づき説明させていただきます。</p> <p>まず件 1、No. 1 2 の申請地は、奄美市名瀬大字伊津部勝、地目は畑、申出面積は 4 3, 3 6 2 m<sup>2</sup>です。</p> <p>変更理由は果樹経営支援対策事業活用の為の編入となります。</p> <p>当該土地は、名瀬支所から東南へ約 5 キロに位置し、集団性を有する優良な農地、農振農用地区域に接しています。</p> <p>しかしながら、当該土地は農用地区域内土地として該当していなかったようです。</p> <p>農用地区域内でないとは果樹経営支援対策事業活用導入に支障がある為、編入を希望され申出に至りました。</p> <p>事業の性格上や申出人の状況等を踏まえ、農用地区域への編入は問題ないのではないかと考えられます。</p> <p>以上、調査結果などを踏まえた農業委員会としてのご見解とご意見をお願い申し上げます。</p> <p>次に件 2、No. 1 3 の申請地は、奄美市笠利町大字用安、地目は畑、申出面</p>

積は966㎡・49㎡で2筆の合計1,015㎡です。  
変更理由は一般住宅建設の為の除外申出であります。

当該土地は、市笠利支所から南西へ約6キロに位置し、集団性を有さない農地とは見受けられますが、現状農振農用地区域内に存在しています。  
当該土地は、ほとんどを集落の農用地区域外地域に接しております。  
このことから、除外手続き要件には問題がないものと勘案されますが、調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見をお願い申し上げます。

次に件3、No.14の申請地は奄美市笠利町大字節田、地目は畑、申出面積は1,399㎡うち440㎡です。  
変更理由は農業用倉庫、作業場及び車両置場等建設の為の用途区分変更、軽微変更申出であります。

当該土地は、市笠利支所から南へ約4キロに位置し、集団性を有する優良な農地、農振農用地区域内に存在しています。  
但し除外ではなく区分変更であり、理由が農業用倉庫等の建築の用途区分変更の為、適切ではないかと考えられます。

調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見をお願い申し上げます。

最後に件4、No.15の申請地は奄美市笠利町大字節田、地目は畑、変更面積は4,034㎡うち40㎡です。  
変更理由は農産加工場、作業施設設置の為の用途区分変更、軽微変更申出、であります。

当該土地は、市笠利支所から南西へ約4.5キロに位置し、集団性を有する優良な農地、農振農用地区域内に存在しています。  
但し除外ではなく区分変更であり、理由が小規模の加工場施設設置の用途区分変更の為、問題ないのではないかと考えられます。  
以上、調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したくお願い申し上げます。  
以上、皆さまのご審議をお願い致します。

議長

(岸田 会長)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。  
それぞれ担当調査委員から報告をお願いします。  
No.12の説明をお願いします。

4番

(榮 委員) 申請者についての説明

農振編入に係わる議案第45号No.12の調査報告を行います。  
7月24日月曜日、午後4時30分申請者へ電話にて申請書の内容確認を

	<p>致しました。 編入の全面積 43,362㎡、及び今回の果樹支援事業を用いた改植面積 2,155㎡に約 120本のタンカン植栽を計画している点等伺いました。 以上です。</p>
3 番	<p>(日高 委員) 土地についての説明 7月20日午後2時頃、申請者の後継者立ち合いのもと現地にて視察しました。 申請理由として、果樹支援対策事業活用のため農用地区域内に編入希望と 言うことでもあります。 申請地は15年程前に農地を購入しタンカンを栽培しております。 今回、老木を改植し収量安定を図るとのことです。 改植予定は老木を伐採し整備されていきました。 申請地は防風樹に囲まれ区画整備された綺麗な樹園地であります。 後継者もあり、長年に渡り適切な農用地利用が図られると思われ ます。農振編入は差支えないと思います。</p>
議長	<p>(岸田 会長) No.13の説明をお願いします。</p>
1 2 番	<p>(山田 委員) 申請者についての説明 7月19日午後2時15分に申請者の事務所にてお会いしてお話しをお 伺いいたしました。 土地の所在、利用目的、土地の利用者、代理人等は間違いありません。 除外理由変更を必要とする具体的理由も一つ一つ読み上げて確認いたし ました。 すべての項目、了解していますとのことでした。最後の項目の事業計画で 今回の申請の許可がされたら、農地法第5条の転用申請をしなければなり ませんよ、この記入されているとおりでよろしいですねと確認いたしまし た。142ページの代替え地の検討結果についてもその通りです。とのこ とでした。 以上報告いたします。 ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
1 0 番	<p>(土浜 委員) 土地についての説明 7月18日午後2時30分、中村室長、前田推進員と一緒に現地確認をし ました。資料の145ページをご覧ください。申請地側には家が建ってお り右側には奄美市の施設の工事も始まっています。上の方は山裾です。 農振除外もやむを得ないと思います。</p>
議長	<p>(岸田 会長) それではNo.14の説明をお願いします。</p>

5 番	<p>(朝 委員) 申請者についての説明  議案 4 5 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更 No. 1 4 の申請人について調査報告いたします。  7 月 2 1 日 午前 1 0 時頃、申請地にて本人から話しを伺いました。申請人はサトウキビ生産農家です。今年 4 月に旦那さんが帰島し農業を規模拡大するにあたり、申請地にある老朽化した農業倉庫を建て替え、トラクター置き場、軽トラック駐車場、休憩所などを作るために申請したとの事でした。また、申請書の記載内容に間違いのないとの事でした。  以上、報告いたします。</p>
5 番	<p>(朝 委員) 土地についての説明  7 月 2 1 日 午前 1 0 時頃に、中村分室長と 2 人で現地を確認しました。  1 6 2 ページの地図をご覧ください。申請地は牛舎と農業用倉庫が建ち、それ以外はサトウキビ畑です。申請地の東側は農道、西・南・北側はサトウキビ畑です。  以上報告いたします。</p>
議長	<p>(岸田 会長)  最後に No. 1 5 の説明をお願いします。</p>
1 1 番	<p>(栄 委員) 申請者についての説明  軽微な変更 No. 1 5 の申請者について調査報告いたします。  7 月 1 8 日 水曜日、1 2 時 4 0 分 電話にて話しを伺いました。  この申し出は 5 月に 3 条申請許可を頂いた案件の青パイヤ収穫・加工出荷施設の建設のためです。  申出書のとおりです。よろしく願いいたしますとの事です。  ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
5 番	<p>(朝 委員) 土地についての説明  7 月 2 1 日 午前 1 1 時に中村分室長と 2 人で現地を確認しました。  申請地は 5 月にパイヤ栽培するということで、農地法 3 条の許可申請があった土地です。  当時は牛の牧草が植えられていましたが、現在は刈り取られていました。  1 6 9 ページの地図をご覧ください。申請地の南側は県道、西側は水路、北側は農道、東側は休耕地です。  以上報告いたします。</p>
議長	<p>(岸田 会長)  これから本案に対する No. 1 2 から No. 1 5 について質疑に入ります。</p>

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件No. 1 2 からNo. 1 5 について賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、No. 1 2 からNo. 1 5 について奄美市農業振興地域整備計画の変更、除外、編入、軽微な変更については、適当という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

議長

(岸田 会長)

**日程第 8**

議案第 4 6 号 奄美市農用地利用集積計画利用権設定の合意解約の決定について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案 4 6 号 農用地利用集積計画の合意解約の決定について

1 7 3 ページをお開き下さい。総括表になります。

今回の解約は名瀬地区が 3 件、笠利地区の 1 件で 8, 3 1 2 m<sup>2</sup>の土地になります。

解約の理由といたしましては、名瀬地区につきましては新規の農家への貸し出しのための合意解約で笠利地区につきましては農地中間管理機構へ移行するという経緯で合意解約に至っております。

また、新規農家につきましては奄美市春日町の方で 6 月 2 8 日奄美市認定農業者審査会があり認定済であり、そのまま畑を継承することとなっております。

以上であります。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。



質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第46号 奄美市農用地利用集積計画利用権設定の合意解約の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

議長

(岸田 会長)

### 日程第9

議案第47号 奄美市農用地利用集積計画利用権設定の決定について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第47号 奄美市農用地利用集積計画利用権設定の決定について179ページをお開き下さい。総括表になります。

今月は、名瀬地区が5年間、2件で2,337㎡となっております。

今回申請の借りる農地につきましては所有者が亡くなっており相続人から1/2の同意も提出されております。

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第47号 奄美市農用地利用集積計画利用権設定の決定について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

議長

(岸田 会長)

**日程第10**

議案第48号 奄美市農用地利用集積計画中間管理機構の合意解約の決定について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第48号 奄美市農用地利用集積計画中間管理機構の合意解約の決定について

総会資料において笠利地区の1件であります。今回別紙の追加となり笠利地区の2件となります。

総会資料186ページに借り人、貸し人、畑の詳細が記載していますのでお目通しください。

また、別紙資料につきましてもお目通しのほどお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第48号 奄美市農用地利用集積計画中間管理機構の合意解約の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

議長

(岸田 会長)

**日程第11**

議案第49号 奄美市農用地利用集積計画中間管理機構の決定について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(池 局長)</p> <p>議案４９号 奄美市農用地利用集積計画中間管理機構の決定について  189ページ総括表をお開き下さい。</p> <p>笠利地区が6、10年間の賃貸借、使用貸借を含め面積が56,518㎡  名瀬地区は10年間の使用貸借の面積が7,400㎡でとなります  詳細につきましては191ページから195ページをお目通しください</p>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成であります。</p> <p>よって、議案第49号 奄美市農用地利用集積計画中間管理機構の決定について、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。</p> <p>以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。  連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。</p>
事務局	<p>(勝 次長)</p> <p>協議会</p> <p>1. 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック別研修会のお知らせ8月31日（木曜日）  奄美市市民交流センター</li> <li>・農業委員、推進員への10日以上の活動実績の提出のお願い</li> </ul>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>正会に返します。</p> <p>以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました  本日はこれにて散会いたします。</p>

お疲れ様でした。

閉 会

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

令和5年7月25日

奄美市農業委員会

会長 岸田 国広

署名委員 土浜 良二

署名委員 栄 和正

作成者 池 秀平